

3月議会議運後兼3月市長定例記者発表要旨

と き 令和2年2月19日（水）15時～ ところ 庁議室

1 令和2年第1回佐伯市議会定例会提出議案について

1. 会 期

2月26日から3月18日まで

2. 議案等の件数

予算議案29件、予算外議案36件、諮問1件、報告事項6件

3. 予算議案の概要

(1) 令和2年度一般会計当初予算

ア. 予算規模

432億1,000万円 ※ 元年度 516億600万円

前年度比：83億9,600万円（16.3%）減

イ. 主な歳入の状況

(ア) 市 税 74億8,254万7,000円

前年度比：3,321万8,000円（0.4%）減

a. 法人市民税、市たばこ税が9,816万6,000円減

b. 固定資産税等が6,494万8,000円増

(イ) 地方交付税

158億円 前年度比：2億円（1.3%）減

合併算定替における加算分の段階的縮減により普通交付税が2億円減

(ウ) 地方譲与税及び交付金

22億9,661万8,000円 前年比：3億8,661万8,000円（20.2%）増

森林環境譲与税、法人事業税交付金、環境性能割交付金を新規に計上

ウ. 基本政策「さいき7つの創生」に基づく主な事業（歳出）

【1】豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生〔自然・生活環境〕

(ア) さいき花の楽園構想推進事業（環境対策課）【新規】2,005万8,000円

『日本一の花のあるまちづくり』を基本理念とし、花を通じて市民総参加による美しい地域環境づくりや四季を通して市内外から観賞することのできる花の名所づくりを推進する。

(イ) 通信指令システム長寿命化事業（消防総務課）3億2,146万1,000円

119番受信装置の老朽化に伴い、その一部の機器を更新する。

【2】暮らしと産業を支える生活基盤の創生〔生活基盤〕

(ア) 市街地民間活力応援事業（まちづくり推進課）**【新規】2,371万1,000円**

中心市街地内において、クラウドファンディングを活用して地域活性化に資する施設の整備等を行う個人又は団体等に対して費用を補助する。

(イ) さいき城山桜ホール企画運営事業（大手前開発推進室）6,877万円

さいき城山桜ホールや大手前広場を中心に、にぎわいの創出と市民活動の活性化を図るため、各種自主事業を企画運営する。また、市民参画・協働により、市民・地域を巻き込んだ広がりのある事業（共催事業等）を展開する。

【3】健康で安心して暮らせる共生社会の創生〔保健医療福祉〕

(ア) さいき城山桜ホール子育て・子育て支援室運営事業

(こども福祉課) 2,664万4,000円

さいき城山桜ホール内の子育て・子育て支援室において、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、子育て支援事業を実施することで、地域の子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援する。

(イ) 保育士確保・キャリアアップ研修事業（こども福祉課）362万4,000円

保育士を確保し、保育所等での待機児童の解消を図るため、就職する新卒保育士に対して50万円の就職準備金を貸付け、3年間の就労で全額免除する。また、保育士の資質向上と負担軽減のため市外や県外で開催される研修を市内で開催する。

【4】人が学び、人が生き、人が育つ教育の創生〔教育文化〕

(ア) グローバル人材育成事業（学校教育課）531万円

- a. 姉妹都市グラッドストーン市（オーストラリア）の学校及びホストファミリーとの相互交流を通じて異文化理解等、青少年の国際感覚を醸成する。
- b. 台湾へ市内中学生を引率し、外国語の学習と現地の文化を学ぶことを通して、グローバルな視点を育てるとともに、外国語上達と国際理解教育の充実を図る。
- c. イングリッシュキャンプの開催

※ さいき創生人材育成基金活用事業

さいき創生につながる人材の育成及び次代を担う子どもたちの育成を支援するため、寄附金による基金を活用して行う。

(イ) **さいきふるさと創生祭実施事業（学校教育課）【新規】277万4,000円**

各小・中学校（園）では、生活科及び総合的な学習の時間を要に、地域のひと・もの・ことを題材にした探究的な学習に取り組んでいる。その取組を広く市民に公開する学習成果発表の場として「ふるさと創生祭」を開催する。

【5】地域資源をいかした産業と観光の創生〔産業振興〕

(ア) **外国人材共生支援事業（商工振興課）【新規】307万6,000円**

外国人と日本人が共生し、暮らしやすい地域社会づくりを行うとともに、地域での暮らし方や地域の歴史を学ぶ研修会等を実施し、商工団体や企業等と連携して、外国人材に対する日常生活上、職業生活上または社会生活上の支援を行う。

(イ) **有機農業推進事業（農林課）394万5,000円**

有機農業を推進するため、有機農業に関する第二市民ふれあい農園を活用した実践と研修、市民を対象とした講演会の実施、栽培技術や知識を先進農業法人等で研修するファーマーズスクールの新設等に取り組む。

【6】人が交流し、活力あふれるまちの創生〔まちづくり〕

(ア) **ホストタウン受入交流事業（文化・スポーツツーリズム推進課）【新規】**

500万円

2020 東京パラリンピック開催に際し、ホストタウンとして、大会に出場するため来日するベトナム選手団の事前合宿（卓球・バドミントン）を招致する。また、大会終了後に選手団を招へいし、交流事業を行う。（事後交流対象種目：陸上・水泳・パワーリフティング・卓球・バドミントン ※予定）

(イ) **魅力あふれる市報制作事業（秘書広報課）【新規】552万2,000円**

市報制作業務の一部について、民間のアイデアや活力を導入することにより、一層の魅力あふれる市報を目指す。

(ウ) **佐伯市民大学支援事業（政策企画課）【新規】100万円**

民間が主体となり実施する市民大学事業の支援を行い、さいき創生を担う人材の育成を図る。

【7】地域が輝くまちの創生〔地域活性化〕

(ア) **佐伯創生推進総合対策事業（地域振興課）1億2,900万円**

振興局管内及び旧市内周辺部地域の活性化を図るため、地域資源の活用、地域課題の解消等に取り組む事業に補助金を交付する。

【8】その他、計画推進のための主な事業

(ア) RPA 導入活用事業 (情報推進課) 【新規】 1,356 万円

業務の効率化及び省力化を行うため、RPA と AI-OCR ツールを導入し、実証を行う。令和 2 年度は基幹系業務で実施し、全庁への導入に向けた検討を行う。

※RPA (ロボティック・プロセス・オートメーション) 反復の多い単純な入力作業の繰り返しや、大量のデータ入力作業を「ソフトウェア・ロボット」が、"仮想労働者"として、マウスやキーボードの操作を代行 (自動化) してくれるツールのこと。

※AI-OCR (エーアイ - オーシーアール) AI (人工知能) 技術を用い、手書きや印刷された文字をイメージスキャナ等によって読みとり、コンピュータが利用できるデジタルの文字コードに変換する技術。

(イ) 議会ペーパーレス化事業 (議会事務局) 【新規】 580 万 9,000 円

タブレット端末を導入し、議会運営ペーパーレス化に対応する。

※その他の内容は、「令和 2 年度当初予算 (案) の概要」中の
「4 主要な事業 (P.9～27)」参照

(2) 令和元年度一般会計補正予算 (第 4 号)

ア. 補正予算 (第 4 号) の規模

補正額 : △ 3 億 9,655 万 7,000 円 元年度予算総額 528 億 3,232 万円

イ. 主な事業 (歳出)

(ア) 総務管理費職員給与管理事業費 (総務課) 5,149 万 7,000 円

自己都合退職予定者に支給する退職手当 (4 名分) の増額計上等

(イ) ふるさとさいき応援基金積立金 (ブランド推進課) 1 億 7,002 万 5,000 円

寄附金額及び基金利子の増加が見込まれるため、積立額を増額計上

(ウ) 産地パワーアップ事業 (国の 1 号補正) (農林課) 【新規】 1 億 5,865 万 4,000 円

平場、中山間地域など地域の営業戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲ある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を支援する。

(国1/2、県1/8、市1/8、事業主体1/4)

【助成対象】

いちごハウス・キクハウス及び付帯設備等の整備、キク栽培施設LED電照導入、キク選花施設拡大及び機械・設備導入等に要する経費

(エ) 港湾改修事業負担金（国の1号補正）（建設課）【新規】850万円

県施行の港湾改修事業に係る負担金を計上

鶴谷地区（事業費）5,100万円×（負担率）1/6

※その他の内容は、別紙「令和元年度一般会計補正予算（第4号）等の概要」参照

4. 予算外議案の主な内容

議案第31号 佐伯市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

（総務課）予算外議案の概要 P.2～3

教育に関する事務の一部を市長が管理、執行するため、新たに条例を制定し、あわせて佐伯市行政組織条例に規定する部の事務分掌に当該事務を加えるとともに、関係条例の整理をする。

<条例の制定及び改正の主な内容>

(1) 市長が管理し、及び執行する教育に関する事務（条例の制定）

10月31日に開館予定の「さいき城山桜ホール」を文化芸術の拠点とし、文化芸術による豊かな地域づくりを推進していくため、新たに条例を制定し、教育委員会が管理、執行している教育に関する事務のうち、「文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く）」を令和2年度から市長が管理、執行する。

(2) 佐伯市行政組織条例の一部改正

地域振興部の事務分掌に「文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）」を追加する。

(3) 佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所条例の一部改正

「蒲江葛原郷土文化保存伝習所」の管理（指定管理）を市長に行わせることとするための規定の整理をする。

(4) 佐伯市郷土芸能伝承館青山条例の一部改正

「郷土芸能伝承館青山」の管理を市長に行わせることとするための規定の整理をする。

議案第41号 佐伯市市街地民間活力応援基金条例の制定について

（まちづくり推進課）予算外議案の概要 P.12～14

佐伯市市街地グランドデザインにおける重点エリア（「城下町エリア及び駅前・港エリア」をいう。以下同じ。）において、市民等が自発的に取り組む、本市の歴史、文化又は魅力ある特性を生かしたまちづくりに寄与する「クラウドファンディングを活用した市民主体のまちづくり事業」を支援するため、基金を設置し、その適切な管理及び運用をするもの。

【その他参考事項】

(1) 基金の積立て額及びその財源内訳（令和2年度一般会計当初予算計上額）

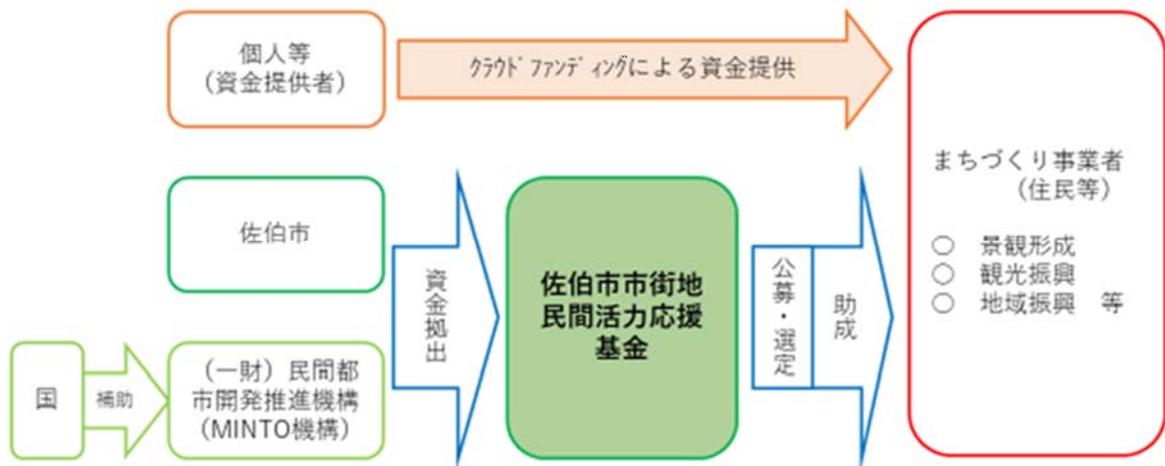
基金積立金：1億円

財源内訳：まちづくり整備基金繰入金5,000万円、諸収入（総務雑入）5,000万円

※ 諸収入は、「一般財団法人 民間都市開発推進機構」からの拠出額（まちづくり整備基金繰入金と同額）を予定している。

(2) 基金造成から事業実施までの流れ

【イメージ図】



(3) 「佐伯市市街地民間活力応援基金」を活用した事業の概要

ア. 事業の目的

中心市街地において、まちづくりに多くの人々が関わり、まちのファンづくりにつなげていくことが可能な「クラウドファンディングを活用した市民主体のまちづくり事業」の誘発を図り、都市機能及び民間活力を維持、発展させる。

イ. 事業の内容

佐伯市市街地ランドデザインにおける重点エリアにおいて、クラウドファンディングを活用し、ランドデザインの達成に資する本市の歴史、文化又は魅力ある特性を生かした遊休不動産等の利活用、交流人口の増加、新たな賑わい等を生み出す施設の整備を行うまちづくり事業者に対し、その事業費の一部を支援（500万円を上限とする補助金を交付）する。

議案第43号 佐伯市景観条例の制定について（都市計画課） 予算外議案の概要 P.15～17

景観法の施行に関し必要な事項及び本市の良好な景観の形成を図るための基本的な事項を定め、本市の魅力的な景観を守り、次世代へと継承していくため、新たに条例を制定する。

<条例の主な内容>

(1) 市、市民及び事業者の責務

本市における良好な景観の形成に関し、市、市民及び事業者がそれぞれの立場において果たすべき責務を規定する。

(2) 景観計画の策定及び景観形成重点地区の指定

市の全域を景観計画区域とする景観計画を定める。その景観計画区域内において、本市の象徴となるような良好な景観を有する区域等を「景観形成重点地区」として指定することができる。

(3) 届出対象行為

景観計画区域内において、景観法第 16 条第 1 項の規定により市長に届出をしなければならない「条例で定める行為」は、次のとおりとする。

ア. 面積が 1,000 m²を超え、かつ、法面の高さが 2 m を超える土地の形質の変更

イ. 土地の面積の合計が 1,000 m²を超える木竹の伐採（林業を営むための伐採又は維持管理のための伐採を除く。）

ウ. 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積であって、次のいずれにも該当するもの

(ア) その堆積に係る面積が 100 m²を超え、かつ、高さが 2 m を超えるもの

(イ) その堆積の期間が継続して 90 日を超えるもの

(4) 届出等の適用除外

上記 (4) の例外として、景観法第 16 条第 7 項の規定により届出が不要とされている「条例で定める行為」は、次のとおりとする。

ア. 一定の建築物の新築、増改築等のうち、次のいずれにも該当しない建築物に係るもの

(ア) 高さが 10m を超える建築物

(イ) 床面積が 500 m²を超える建築物

イ. 一定の工作物の新設、増改築等のうち、次のいずれにも該当しない工作物に係るもの

(ア) 高さが 2 m を超える垣、柵、塀、擁壁等

(イ) 高さが 4 m を超え、又は表面積の合計が 10 m²を超える広告塔、広告板、装飾塔等

(ウ) 高さが 10m を超える煙突、鉄塔、高架水槽、物見塔等

(エ) 高さが 10m を超え、又は築造面積が 500 m²を超える製造施設、遊戯施設、立体駐車場等

(オ) 高さが 10m を超え、又は築造面積が 500 m²を超える太陽光発電施設、風力発電施設等

※ いずれもこれらに類するものを含む。

ウ. 都市計画法に基づく開発行為等のうち、開発区域の面積が 3,000 m²未満であるもの

(5) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続

市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木(※)を指定しようとするときは、あらかじめ、佐伯市景観審議会の意見を聴かなければならないこととする。

(※) 「景観重要建造物(景観重要樹木)」とは、景観計画に定められた指定方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物(樹木)で、国土交通省令等で定める基準に該当するものであって、景観行政団体の長が指定するものをいう。

(6) 施行期日

令和2年4月1日

議案第51号 財産の無償貸付けについて(宇目サテライトオフィス及びその用地の各一部)

(商工振興課) 予算外議案の概要 P.24

企業誘致により地域経済の活性化を図るため、宇目サテライトオフィスの一部を無償貸付けする。

(1) 無償貸付けする財産

ア. 土地

所在	地番	地目	地積
佐伯市宇目大字小野市字檜野木	3517 番 3	宅地	4,606.13 m ² のうち 51.71 m ²

イ. 建物

名称	所在	構造	床面積
宇目サテライトオフィスの一部	佐伯市宇目大字小野市 3517 番地 3	木造平屋建	404.6 m ² のうち 51.71 m ²

(2) 貸付けの相手方

株式会社殿 代表取締役 北國雅一 東京都港区六本木2丁目4番9号

(3) 貸付けの目的

若者が働きたいと希望する魅力ある労働環境を提供するとともに、情報通信産業の集積を通じて、新たな産業の創出、雇用人口の拡大等の地域経済の活性化を図るため

(4) 貸付期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

議案第56号 佐伯市保育所条例の一部改正について

(こども福祉課) 予算外議案の概要 P. 28~29

令和2年度から、蒲江こども園、竹野保育所、森崎保育所及び西浦保育所を統合し、新たに「かまえこども園」を設置するほか、認定こども園の入所の要件を緩和する。

<主な改正の内容>

(1) かまえこども園の新設に伴う所要の改正

蒲江こども園、竹野保育所、森崎保育所及び西浦保育所を統合し、新たに「認定こども園」を設置する。

統合後の保育所の名称を「かまえこども園」とし、その位置を「佐伯市蒲江大字蒲江浦404番地1」とする。

(2) かまえこども園の保育時間及び休所日

ア. 保育時間 午前8時30分から午後5時まで

イ. 休所日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 認定こども園の入所要件の緩和

(改正前の年齢要件) 満5歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(改正後の年齢要件) 満3歳に達する日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(4) 施行期日

ア. (1) 及び (2) の改正については、令和2年4月1日(かまえこども園の開所の日)

イ. (3) の改正については、公布の日

【その他参考事項(かまえこども園の概要)】

(1) 施設の概要

ア. 施設の定員 120人

イ. 敷地面積 4,952㎡

ウ. 建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建て

エ. 延べ床面積 1,466.09㎡(内訳:園舎1,439.33㎡、屋外倉庫26.76㎡)

オ. 施設の概要 保育室(5室)、遊戯室・多目的ホール、子育て支援スペース、事務室、調理室等

(2) 施設整備事業費及びその財源内訳(予定)

ア. 事業費 6億9,820万3,433円

イ. 財源内訳 過疎対策事業債:6億8,740万円、一般財源:1,080万3,433円

※ 整備事業費 = 地質調査委託費、基本・実施設計委託費、工事監理委託費、建設工事費等の合計額

2 令和2年さいき春まつりの開催について

本市に春の訪れを告げるさいき春まつりを4月4、5日に開催する。古くから市民に親しまれ市のシンボル「城山」を背景に2日間に渡って開催される市内で最も大きなイベント。

本年は、市内外からの更なる誘客による賑わいの創出を図るとともに、10月31日に開館する「さいき城山桜ホール」との連携も見据え、新たに「吹奏楽イベント」を実施する。また、今年のまつりの中で旗揚げされた「まつり佐伯」が市中大パレードに参加し、大取を飾る。

(1) と き 4月4日(土)、5日(日)

(2) ところ 佐伯文化会館下お祭り広場ほか

(3) 主なイベント内容

特産品の出店、ステージ行事、市中パレード、大名行列、竹灯物語、菊姫行列など

(4) 吹奏楽イベント

精華女子高等学校吹奏楽部(福岡市)を招へいし、「精華女子高等学校吹奏楽部コンサートinさいき」と題して大分県南吹奏楽連絡会等と協力したコンサートの開催など、同吹奏楽部の3部構成のステージを実施する。

(5) まつり佐伯「佐伯わっしょい〜市民総担ぎ^{みこし}神輿の祭典」

市中大パレードで、佐伯神輿(佐伯源龍、海の神輿、山の神輿、街の神輿、輿)5基を市内の有志が担ぐとともに、子ども神輿2基も参加。延岡市から延岡神輿1基も合流し、まつりに華を添える。

※ 精華女子高等学校吹奏楽部コンサート in さいきチラシ 添付

3 情報ネットワーク施設(ケーブルテレビ)の一部民営化について

本市のケーブルテレビは、市が整備し運営するエリアと株式会社ケーブルテレビ佐伯が整備し運営するエリアがあり、佐伯市内全域がケーブルテレビのサービスエリアとなっている。

このうち市が運営する施設は、平成11年度から平成16年度までの間に整備されており、老朽化が喫緊の問題となっている。

この老朽化した施設をFTTH方式(光化)により更新するにあたり、事業費の縮減及び事業期間短縮のため、その一部のエリアの光化整備事業を株式会社ケーブルテレビ佐伯が実施し、整備事業が終了したエリアのケーブルテレビ事業を株式会社ケーブルテレビ佐伯に譲渡する。その協定書調印式を次のとおり実施する。

(1) と き 2月25日(火) 9時30分から

(2) ところ 佐伯市役所 5階 庁議室

(3) 協定の主な内容

- ア. 佐伯エリア、弥生エリア、鶴見エリア、蒲江エリアの光化整備事業は、株式会社ケーブルテレビ佐伯が実施し、市は事業費の2分の1を補助する。
- イ. 各エリアの光化整備事業を終え1年間の移行期間経過後、当該エリアを株式会社ケーブルテレビ佐伯に譲渡する。

(4) 事業費及び事業期間

	基本計画（直営）	一部民営化
事業費	約75億円	約50億円
事業期間	18年間	12年間

※ 佐伯市光化事業計画図等 添付

4 戸籍関係証明書のコンビニ交付サービスの導入について

本市では、個人番号カード（マイナンバーカード）を利用した「住民票の写し」及び「印鑑登録証明書」のコンビニエンスストアでの交付サービスを平成28年3月1日から開始している。

今回、市民及び本市本籍人の利便性の向上と個人番号カードの普及などを図るため、新たに「戸籍全部事項記載証明書(謄本)」、「戸籍一部事項記載証明書(抄本)」及び「戸籍の附票」の交付サービスを導入する。

(1) 開始予定日 3月23日(月)

(2) 利用可能日時 6時30分から23時まで

※ 年末年始(12月29日～1月3日)、システムメンテナンス日を除く

(3) 利用可能なコンビニ

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート（全国約5万店舗）